

「山都町短期滞在施設」の申請、使用に当たって ～事前に必ずご確認ください～

「山都町短期滞在施設」は、実際に山都町に滞在することで町の気候や風土、環境を体感しながら住民・地域との交流や各種体験を通じて町のことを知っていただく、さらには移住のための住宅探しや空き家の修繕・改修を行っていただくなど、移住の足がかりとして滞在していただくための施設です。

こうした目的に基づき、山都町に移住をご希望される皆様に対し、一定期間生活体験ができるよう、町が所有する施設を提供するものです。

滞在を有意義なものとしていただくため、試用に際しては以下の事項についてご配慮ください。

□施設使用申請までの留意点

1. 施設使用対象者は、本町への移住を希望・検討する町外の方で、移住のための調査・交流の地、住居探しや住居の改修等を行うために短期間滞在を希望される方です。
(※ただし、使用希望者と同居人が暴力団員である場合、その他公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあると判断される場合などは、対象となりません。)
2. 施設の使用期間は、最長1年間です。(特別な事情がある場合は、延長も可能です。)
3. 使用料は、5,500～22,100円/月で、使用を希望する期間分の使用料の全額を前納していただきます。(ただし、特に理由がある場合は事前にご相談ください。)
4. 施設には照明器具はありますが、家電製品、家財道具、寝具等は備え付けていません。不足するものについては、恐れ入りますがご自分で手配願います。
5. 使用を希望する方は、「山都町短期滞在施設使用許可申請書」に必要事項を記入し、同居する人も含めた施設を使用する全ての方の身分証明書等の写しを添付して使用開始希望日の2週間前までに提出してください。
6. 申請者の資格確認、聞き取り調査など審査を行い、使用を決定した場合には、「山都町短期滞在施設使用許可通知書」及び施設使用料納付書を送付します。

□施設使用許可後～返還時の留意点

1. 使用料を納めた後に、山都町長(山の都創造課)から施設の鍵を受け取ってください。なお、紛失したときは、速やかに報告してください。
2. 火気取り扱い及び水道凍結には十分注意していただくとともに、施設に備え付けの備品類は、適切に取り扱ってください。(施設がある地域は冬季の降雪が多く、かなり冷え込むため、特にボイラー等の水抜き作業は重要です。)
3. 施設が所属する自治会(組)の一員として、必要に応じて施設の周りの除草など施設の適正管理と地域の環境保全にも努めてください。また、地域の行事等にも可能な範囲で参加してください。
4. ゴミ出しや分別は、決められたルールに従って行ってください。

5. 同居人に異動が発生する場合は、「山都町短期滞在施設同居人異動届出書」を提出し、山都町長の承認を受ける必要があります。
6. 使用者の故意、または過失により施設を損傷した場合は、その損害の賠償が必要となります。
7. 施設を返還（退去）する場合は、その10日前までに、「山都町短期滞在施設返還届出書」により返還を届け出てください。また、返還（退去）までに、搬入した家財等を撤去し、施設の清掃と現状復帰のうえ、鍵を返却してください。返還（退去）時には、役場職員立会いのもと、明け渡しの検査を行います。
8. 申請時の滞在期間より短縮して返還した場合、全納した使用料の還付が発生する場合があります（ただし、使用料は月割計算となります。）。還付が発生する場合には、「山都町短期滞在施設使用料還付請求書」を提出してください。

□使用者の費用負担（用意していただくもの）

1. 家電製品、家財道具、寝具、生活雑貨品全般（トイレトペーパー、洗剤等）
2. 電気、プロパンガス、水道料などといった光熱水費（要個人契約）
3. 携帯電話、固定電話、ファクシミリなどの通信手段
4. 自治会会費（蘇陽地区：下鶴西組600円/月 清和地区：星の森団地600円/月 矢部地区：上司尾1組3,000円/入居時）

□禁止事項

1. 施設の全部または一部を、他人に転貸、または権利を譲渡すること。
2. 部屋の内外で動物を飼育すること。
3. 危険物や悪臭発生物、非衛生物などを持ち込むこと。
4. 物品の販売、寄付の要請その他これに類する催しを開催すること。
5. 興行、展示会、その他これに類する行為をすること。
6. 宗教の普及、加入、儀式、その他これに類する行為をすること。
7. 騒音行為の他、近隣の迷惑になる行為をすること。
8. 許可を得ていない者を同居させること。
9. その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

□施設許可の取り消し等

施設の管理上特に必要があるとき、または次のいずれかに該当するときは、使用条件の変更、及び使用許可を取消すことがあります。

- (1) 山都町短期滞在施設条例及び同条例施行規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽り、不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 使用料を指定する期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件、または山都町長（山の都創造課）の指示に従わないとき。
- (5) その他山都町長が、公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。